

被 疑 者																										
即決被疑者	<p>1. 報酬</p> <p>(1) 基礎報酬 26,400円(定額)</p> <p>*ただし、接見を行わず電話交通のみ行ったときの基礎報酬 電話交通を1回行ったとき 10,000円 電話交通を2回行ったとき 20,000円 電話交通を3回以上行ったとき 26,400円</p> <p>(2) 要通訳加算…通常報酬の20%</p> <p>(3) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (2) 通訳人費用 (3) 訴訟準備費用</p>																									
	<p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>①基礎報酬 ・基準接見回数 ・接見等合計pt (実際に行った接見、電話交通、準接見の回数から計算)</p> <p>接見1回 ……1pt 電話交通1回 ……0.5pt 準接見1回 ……0.5pt の2つの要素を用いて、算定する。</p> <p>※同一日の複数回の接見等は1回としてカウントする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>弁護期間</th> <th>基準接見回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4日以下</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>5日～8日</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>9日～12日</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>13日～16日</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>17日～20日</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>21日～25日</td> <td>6回</td> </tr> </tbody> </table> <p>↑ 弁護期間は、初回接見～処分日</p> <p>a 接見等合計ptが基準接見回数の数値未満のとき (下記ア+イの合計額) ア 接見の回数に基づく金額 ・接見が0回るとき 0円 ・接見が1回以上基準接見回数未満のとき 20,000円×接見回数</p> <p>イ 電話交通及び準接見の回数に基づく金額 10,000円×電話交通と準接見の合計回数</p> <p>b 接見等合計ptが基準接見回数の数値以上のとき 20,000円×(基準接見回数-1)+26,400円 *ただし、接見のみのptが基準接見回数の数値未満のとき 20,000円×基準接見回数</p> <p>②多数回接見加算報酬(基準接見回数超の接見加算) 接見等合計ptと基準接見回数との差による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>接見合計ptと基準接見回数との差</th> <th>多数回接見加算報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5pt</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1pt</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>1.5pt</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>2pt</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>2pt超</td> <td>0.5pt増毎に2,000円 9を超える部分については 0.5pt増毎に1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>↑ 但し弁護期間日数と同数の回数が上限</p> <p>③ 第1回公判期日以前の証人尋問等期日加算</p> <p>i) 刑法226条・227条の証人尋問期日 証拠保全期日のうち、証人尋問期日 } 10,000円</p> <p>ii) 証拠保全期日のうち、証人尋問以外の期日 勾留理由開示期日 } 5,000円</p> <p>(2) 要通訳加算…通常報酬の20%</p> <p>(3) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円</p> <p>(4) 特別加算</p> <p>①特別案件加算(前任国選が刑訴38の3①五で解任):通常報酬の50% ②身柄釈放 50,000円 ③和解契約等…成果の内容及び成果をあげた被害者数に応じた加算 ④合意制度 40,000円(協議)+10,000円(合意)</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (2) 出張旅費・日当・宿泊料 (3) 通訳人費用 (4) 訴訟準備費用</p>	弁護期間	基準接見回数	4日以下	1回	5日～8日	2回	9日～12日	3回	13日～16日	4回	17日～20日	5回	21日～25日	6回	接見合計ptと基準接見回数との差	多数回接見加算報酬額	0.5pt	5,000円	1pt	10,000円	1.5pt	13,000円	2pt	16,000円	2pt超
弁護期間	基準接見回数																									
4日以下	1回																									
5日～8日	2回																									
9日～12日	3回																									
13日～16日	4回																									
17日～20日	5回																									
21日～25日	6回																									
接見合計ptと基準接見回数との差	多数回接見加算報酬額																									
0.5pt	5,000円																									
1pt	10,000円																									
1.5pt	13,000円																									
2pt	16,000円																									
2pt超	0.5pt増毎に2,000円 9を超える部分については 0.5pt増毎に1,500円																									

即決被告人	
(普通契約)	(一括契約)
<p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>①基礎報酬 50,000円(定額) ②公判加算(例外的に2回以上公判が開かれた場合) 3,000円×(出頭した手続期日の回数-1)</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 膳写費用 (2) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算 被疑者国選から継続の場合 -9,000円 *被疑者国選の報酬が18,000円以下のときは、 当該報酬額の半額を減算。</p> <p>◆第1回公判前に解任</p> <p>↓</p> <p>被告人と接見or電話交通or打合せを行ったとき、 又は、記録の閲覧or膳写を行ったとき ……基礎報酬9,000円 *被告人に対する接見申入れor打合せ申入れ、 又は裁判所への意見書等の書面提出を行った にとどまるときは、基礎報酬5,000円。 *この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。</p>	<p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>①基礎報酬 事件数2件 5%減 95,000円 3件 10%減 135,000円 4件 15%減 170,000円 5件以上 20%減 50,000円×件数×80%</p> <p>②公判加算(例外的に2回以上公判が開かれた場合) 3,000円×(出頭した手続期日の回数-1)</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 膳写費用 (2) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>◆第1回公判前に解任</p> <p>↓</p> <p>第1回公判前に解任された事件があるときは、当該事件については、普通契約同様に基礎報酬を算定し、それ以外の事件の報酬・費用と合算して事件全体に対する報酬・費用とする。</p> <p>◆被疑者国選からの継続減算は行わない。</p>

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続なし' (No pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続あり' (With pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続あり' (With pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続なし' (No pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続あり' (With pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続あり' (With pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続なし' (No pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続あり' (With pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続あり' (With pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続なし' (No pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続あり' (With pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続あり' (With pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

◆公判手続を通じて複数被告人に1名の弁護士

基礎報酬×(1+(被告人の数-1)×0.5)

◆第1回公判前に属任 or 第1回公判前に公断審判 or 第1回公判前の調式命令に対する正式裁判請求取次

Table with 2 columns: 簡裁 (Simplified Court) and 地裁 (District Court). Both sections describe '公判前整理手続あり' (With pre-trial procedures) with a table for '1. 報酬' (Fees) and '2. 費用' (Expenses).

*上記1、4、5、6で、実際には被告人との接見又は打合せをせず、「被告人に対する接見or打合せの申入れ」又は「裁判所への意見書等の書面提出」を行ったとどまるときは、各金額から4,000円を減じた額で算定。

*この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。

◆鑑定合議事件

鑑定合議事件＝通常合議ではありません。

鑑定合議事件＋整理手続なし＝単独事件・整理なしの基準

鑑定合議事件＋整理手続あり＝通常合議・整理ありの基準

◆裁判員事件の報酬基準 令和6年4月1日現在

① 基礎報酬	段階	公判前整理手続及び公判の日数	複数選任		単独選任
			1:4型	3:6型	
①	段階1	公判前整理手続1回～4回	1:4型	170,000	170,000
			3:6型	190,000	240,000
	段階2	公判前整理手続5回～7回 (かつ公判3日以上)	240,000	300,000	
	段階3	公判前整理手続8回～10回 (かつ公判3日以上)	300,000	380,000	
段階4	公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000	500,000		

※「1:4型」＝裁判官1人・裁判員4人、「3:6型」＝裁判官3人・裁判員6人
 ※公判日数は、判決期日を含む

継続による減算（被疑者国選弁護から継続の場合） -15,000円

(1) 通常報酬

a 実質審理	段階1		段階2	
	第1回目	第2回目以降	第1回目	第2回目以降
45分未満	0	7,900	0	8,690
45分以上1時間30分未満	7,900	13,200	8,690	14,520
1時間30分以上2時間30分未満	13,200	25,300	14,520	27,830
2時間30分以上3時間30分未満	25,300	40,400	27,830	44,440
3時間30分以上4時間30分未満	40,400	59,000	44,440	64,900
4時間30分以上5時間30分未満	59,000	82,200	64,900	90,420
5時間30分以上	82,200	97,400	90,420	107,140

a 実質審理	段階3		段階4	
	第1回目	第2回目以降	第1回目	第2回目以降
45分未満	0	9,875	0	11,850
45分以上1時間30分未満	9,875	16,500	11,850	19,800
1時間30分以上2時間30分未満	16,500	31,625	19,800	37,950
2時間30分以上3時間30分未満	31,625	50,500	37,950	60,600
3時間30分以上4時間30分未満	50,500	73,750	60,600	88,500
4時間30分以上5時間30分未満	73,750	102,750	88,500	123,300
5時間30分以上	102,750	121,750	123,300	146,100

- b 整理手続期日加算(刑訴規則178の15①の打合せ期日を含む) 21,000円
- c 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円
- d 評議対応加算(評議の間に90分以上の在廷を命じられた場合) 3,000円

- ③ 主任加算(段階2・段階3・段階4) 30,000円
- ④ 追起訴加算 15,000円(1回のみ)
- ⑤ 第1回公判期日前の証人尋問等期日加算 10,000円または5,000円

(2) 遠距離接見等加算 25km以上4000円、50km以上8000円

- ① 重大案件加算(死亡被害者2名以上+整理手続) 通常報酬の25%
- ② 特別案件加算(前任国選が刑訴38の3①五で解任) 通常報酬の25%
- ③ 合意制度加算 40,000円(協議)、10,000円(合意)
- ④ 特別成果加算
 - 全部無罪 通常報酬の100% (上限50万円)
 - 一部無罪 通常報酬の50% (上限30万円)
 - 縮小認定 通常報酬の30% (上限20万円)
 - 和解契約等 成果の内容及び成果をあげた被害者数に応じた加算
 - 保釈・勾留取消等 10,000円(1回のみ)

(1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (3) 出張旅費・日当・宿泊料
 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用

費用

報

酬

(3) 特別加算

◆控訴審・上告審の報酬基準

令和6年4月1日現在

控 訴 審																			
1. 報酬																			
(1) 通常報酬																			
① 基礎報酬																			
a. 控訴意書等の提出がなされた場合 原審が即決 57,000円 (前審から継続 40,000円) 原審が簡裁 67,000円 (前審から継続 50,000円) 原審が地裁・家裁 77,000円 (前審から継続 60,000円)																			
+ 上記に加え、下記事件類型に応じて加算 ・ 否認事件 + 10% ・ 裁判員裁判事件 + 50% ・ 検察官上訴事件 + 50% (複数の類型に該当する場合は、加算率を合算)																			
b. 控訴意書等提出前の控訴取下げ、公訴棄却または棄任																			
<table border="1"> <tr><td>1</td><td>接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>閲覧or謄写</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>閲覧or謄写+十分機附</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附+意見書等の提出</td><td>30,000円</td></tr> </table>	1	接見or電話交通or打合せ	9,000円	2	閲覧or謄写	6,000円	3	閲覧or謄写+十分機附	15,000円	4	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写	15,000円	5	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附	20,000円	6	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附+意見書等の提出	30,000円	左記各欄の1、4、5、6で、実際には被告人との接見又は打合せをせず、「被告人に対する接見or打合せの申入れ」又は「裁判所への意見書等の書面提出」を行ったにとどまるときは、各金額から4,000円を減じた額で算定。
1	接見or電話交通or打合せ	9,000円																	
2	閲覧or謄写	6,000円																	
3	閲覧or謄写+十分機附	15,000円																	
4	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写	15,000円																	
5	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附	20,000円																	
6	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附+意見書等の提出	30,000円																	
+ 上記に加え、下記事件類型に応じて加算 ・ 否認事件 + 10% ・ 裁判員裁判事件 + 50% ・ 検察官上訴事件 + 50% (複数の類型に該当する場合は、加算率を合算)																			
② 公判加算																			
a 実質審理																			
<table border="1"> <tr><th colspan="2">第1回から</th></tr> <tr><td>-45分未満</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>45分-1時間半未満</td><td>12,300円</td></tr> <tr><td>1時間半-2時間半未満</td><td>23,200円</td></tr> <tr><td>2時間半-3時間半未満</td><td>36,800円</td></tr> <tr><td>3時間半-4時間半未満</td><td>53,600円</td></tr> <tr><td>4時間半-5時間半未満</td><td>74,700円</td></tr> <tr><td>5時間半-</td><td>88,300円</td></tr> </table>	第1回から		-45分未満	7,500円	45分-1時間半未満	12,300円	1時間半-2時間半未満	23,200円	2時間半-3時間半未満	36,800円	3時間半-4時間半未満	53,600円	4時間半-5時間半未満	74,700円	5時間半-	88,300円			
第1回から																			
-45分未満	7,500円																		
45分-1時間半未満	12,300円																		
1時間半-2時間半未満	23,200円																		
2時間半-3時間半未満	36,800円																		
3時間半-4時間半未満	53,600円																		
4時間半-5時間半未満	74,700円																		
5時間半-	88,300円																		
b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円 c 整理手続期日 10,900円																			
③ 第1回公判期日前の証人尋問等期日加算 10,000円または5,000円																			
(2) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円																			
(3) 特別加算																			
① 重大案件加算(死亡被害者2名以上+原審整理手続): 通常報酬の100%(注:50%ではない)																			
② 特別案件加算(原審or前任国選が刑訴38の3(1)で解任): 通常報酬の50% * 重大案件加算が行われる場合は特別案件加算は行われない。																			
③ 合意制度加算...40,000円(協議)、10,000円(合意)																			
④ 特別成果加算 全部無罪...通常報酬の100%(上限50万円) 一部無罪...通常報酬の50%(上限30万円) 縮小認定...通常報酬の30%(上限20万円) 和解契約等...成果の内容及び成果をあげた被害者数に応じた加算 * 原審と同一理由の加算は行われない。(ただし、刑訴法397条2項により原判決が破棄された場合は加算する。) 保釈・勾留取消等...10,000円(1回のみ)																			
2. 費用																			
(1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用																			

上 告 審																			
1. 報酬																			
(1) 通常報酬																			
① 基礎報酬																			
a. 上告意書等の提出がなされた場合 原々審が即決 57,000円 (前審から継続 40,000円) 原々審が簡裁 67,000円 (前審から継続 50,000円) 原々審が地裁・家裁 77,000円 (前審から継続 60,000円)																			
+ 上記に加え、下記事件類型に応じて加算 ・ 否認事件 + 10% ・ 裁判員裁判事件 + 50% ・ 検察官上訴事件 + 50% (複数の類型に該当する場合は、加算率を合算)																			
b. 上告意書等提出前の上告取下げ、公訴棄却または棄任																			
<table border="1"> <tr><td>1</td><td>接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>閲覧or謄写</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>閲覧or謄写+十分機附</td><td>14,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写</td><td>14,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附</td><td>19,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附+意見書等の提出</td><td>29,000円</td></tr> </table>	1	接見or電話交通or打合せ	9,000円	2	閲覧or謄写	6,000円	3	閲覧or謄写+十分機附	14,000円	4	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写	14,000円	5	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附	19,000円	6	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附+意見書等の提出	29,000円	左記各欄の1、4、5、6で、実際には被告人との接見又は打合せをせず、「被告人に対する接見or打合せの申入れ」又は「裁判所への意見書等の書面提出」を行ったにとどまるときは、各金額から4,000円を減じた額で算定。
1	接見or電話交通or打合せ	9,000円																	
2	閲覧or謄写	6,000円																	
3	閲覧or謄写+十分機附	14,000円																	
4	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写	14,000円																	
5	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附	19,000円																	
6	接見or電話交通or打合せ+閲覧or謄写+十分機附+意見書等の提出	29,000円																	
+ 上記に加え、下記事件類型に応じて加算 ・ 否認事件 + 10% ・ 裁判員裁判事件 + 50% ・ 検察官上訴事件 + 50% (複数の類型に該当する場合は、加算率を合算)																			
② 公判加算																			
a 実質審理																			
<table border="1"> <tr><th colspan="2">第1回から</th></tr> <tr><td>-45分未満</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>45分-1時間半未満</td><td>13,200円</td></tr> <tr><td>1時間半-2時間半未満</td><td>25,300円</td></tr> <tr><td>2時間半-3時間半未満</td><td>40,400円</td></tr> <tr><td>3時間半-4時間半未満</td><td>59,000円</td></tr> <tr><td>4時間半-5時間半未満</td><td>82,200円</td></tr> <tr><td>5時間半-</td><td>97,400円</td></tr> </table>	第1回から		-45分未満	7,900円	45分-1時間半未満	13,200円	1時間半-2時間半未満	25,300円	2時間半-3時間半未満	40,400円	3時間半-4時間半未満	59,000円	4時間半-5時間半未満	82,200円	5時間半-	97,400円			
第1回から																			
-45分未満	7,900円																		
45分-1時間半未満	13,200円																		
1時間半-2時間半未満	25,300円																		
2時間半-3時間半未満	40,400円																		
3時間半-4時間半未満	59,000円																		
4時間半-5時間半未満	82,200円																		
5時間半-	97,400円																		
b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円																			
③ 第1回公判期日前の証人尋問等期日加算 10,000円または5,000円																			
(2) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円																			
(3) 特別加算																			
① 重大案件加算(死亡被害者2名以上+原々審整理手続): 通常報酬の100%(注:50%ではない)																			
② 合意制度加算...40,000円(協議)、10,000円(合意)																			
③ 無罪等 全部無罪...通常報酬の100%(上限50万円) 一部無罪...通常報酬の50%(上限30万円) 縮小認定...通常報酬の30%(上限20万円) * 原審と同一理由の加算は行われない。 保釈・勾留取消等...10,000円(1回のみ)																			
2. 費用																			
(1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用																			